



2024年2月13日

各 位

会 社 名 光ビジネスフォーム株式会社
代表者名 代表取締役社長 松本 康宏
(コード 3948)
問合せ先 専務取締役管理本部長 大宮 健
(TEL 03-3348-1432)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年3月28日開催予定の第56回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業内容の多様化に対応するため、現行の定款第2条を変更するものであります。
- (2) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、第21条第1項に定める取締役の任期を2年から1年に変更し、これに伴い、第21条第2項に定める任期調整の規定を削除するものであります。
- (3) 2019年3月30日開催の第53回定時株主総会において役員退職慰労金制度を廃止しましたので、これに係る第24条の規定文言を削除するものであります。
- (4) 株主利益向上のため、これまで配当は年一回の期末配当のみとしていたところ、毎年6月30日を基準日とする中間配当を取締役会決議に基づき行うため、第34条第3項の規定を追加し、これに伴い、第34条の現第3項を新第4項に繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年3月28日
定款変更の効力発生日 2024年3月28日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピューター、<u>ワードプロセッサ</u>、<u>プリンター</u>、計測器などの機器に用いる用紙類の製造・販売 2. <u>テレタイプ</u>、<u>ファクシミリ</u>及びその他の通信機器に用いる用紙類の製造・販売 3. 前各号に関連する機器並びに消耗品類の輸出入及び製造・販売 4. <u>コンピューターとその周辺関連機器類のソフト開発及び運用並びに機器類の輸出入及び製造・販売</u> 5. <u>前各号に付帯する一切の業務</u> 	<p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピューター、プリンター、計測器などの機器に用いる用紙類の製造・販売 2. <u>ファクシミリ</u>及びその他の通信機器に用いる用紙類の製造・販売 3. 前各号に関連する機器並びに消耗品類の輸出入及び製造・販売 4. <u>電子データに基づくプリントによる通知物等の作成</u> 5. <u>ダイレクトメールの封入・封緘、発送準備、郵便局・宅配便業者等への持ち込み・引き渡し・配送委託</u> 6. <u>紙媒体により収集された情報に係る文書整理、電子データベース構築、電子データベースの編集処理及びマーケティング・リサーチ</u> 7. <u>ウェブサイト、ソーシャルネットワークシステム等、インターネットの機能を利用した通知・開示・情報収集・情報編集処理に係るシステムの開発及び運用</u> 8. <u>各種印刷物及び事務関連用品の製造・販売・輸出入、仕分及び発送準備、郵便局・宅配便業者等への持ち込み・引き渡し・配送委託</u> 9. <u>コールセンター開設による情報の案内及び照会受付・回答</u> 10. <u>各種イベントの企画・広告、会場設営及び運営</u> 11. <u>運送業、廃棄物処理・運搬業、倉庫業、不動産賃貸業</u> 12. <u>前各号に付帯する一切の業務</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第 21 条</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p><u>2) 補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p>	<p>(任期) 第 21 条</p> <p>取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>附則</u> <u>第 21 条の規定にかかわらず、2023 年 3 月 30 日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2025 年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</u></p>
<p>(報酬等) 第 24 条</p> <p>取締役が、報酬、賞与、<u>退職慰労金</u>等その職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第 24 条</p> <p>取締役が、報酬、賞与等その職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(剰余金の配当) 第 34 条</p> <p>当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行なうことができる。</p> <p>2) 前項の期末配当の基準日は毎年 12 月 31 日とする。</p> <p><u>3) 期末配当金とその支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。</u></p>	<p>(剰余金の配当) 第 34 条</p> <p>当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行なうことができる。</p> <p>2) 前項の期末配当の基準日は毎年 12 月 31 日とする。</p> <p><u>3) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p><u>4) 期末配当金とその支払い開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。</u></p>